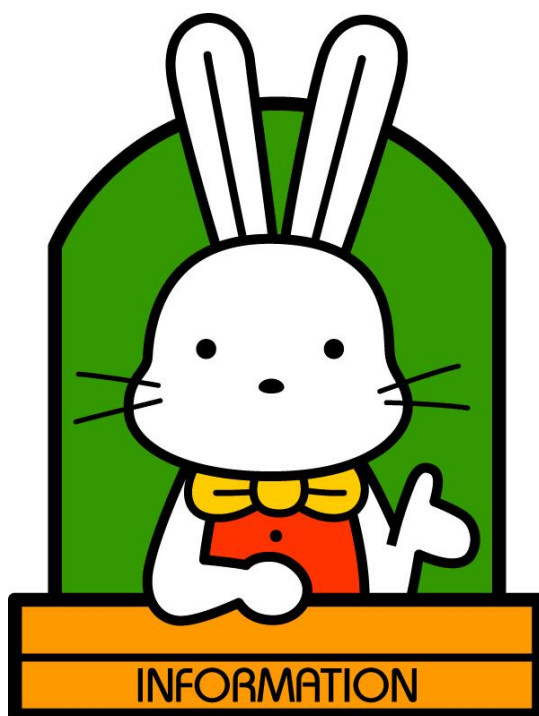
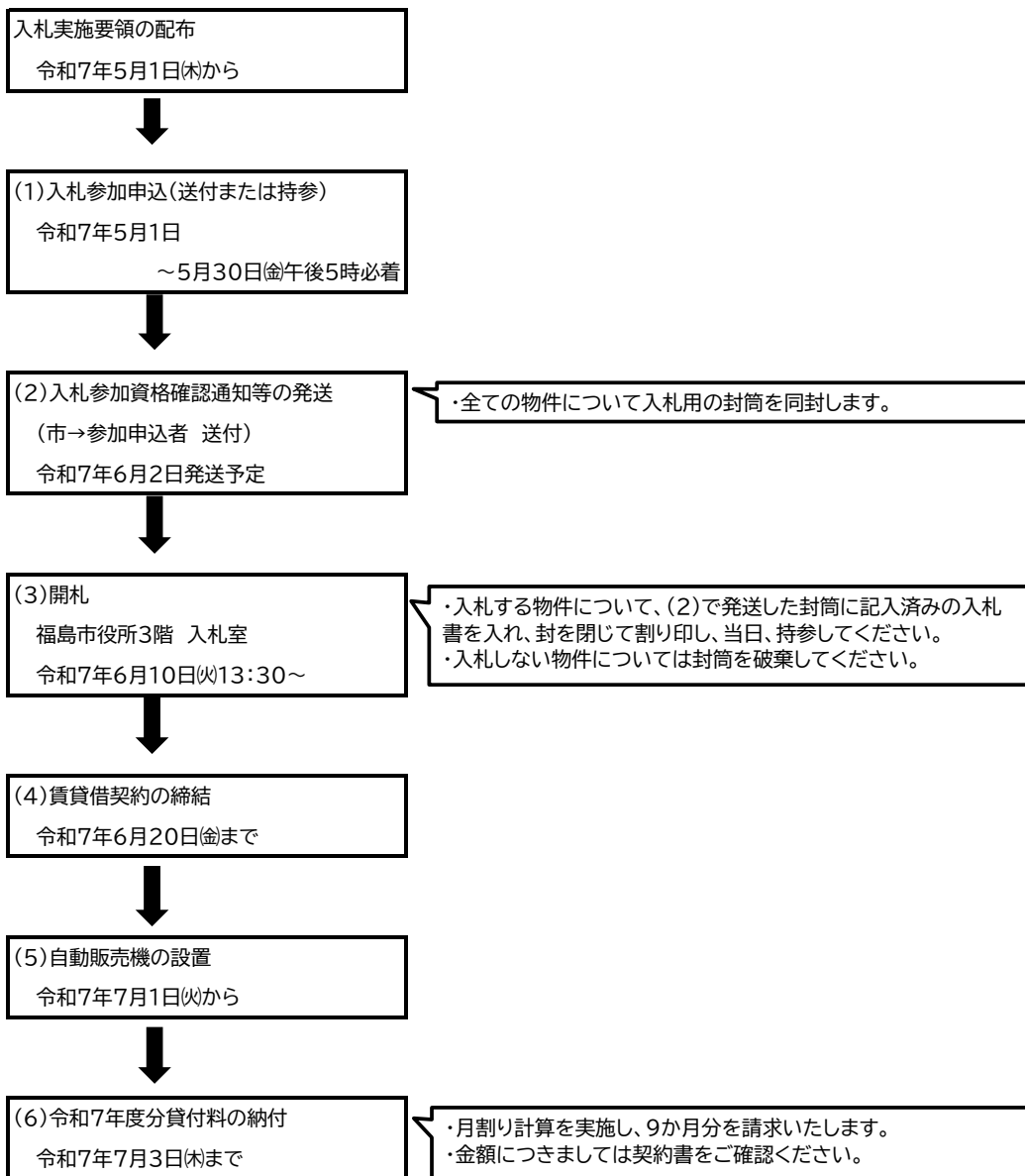


令和7年度
庁舎等自動販売機入札募集要領
(第1回)



福島市役所 財務部 財産マネジメント推進課

入札実施フロー図



庁舎等自動販売機入札 募集要領

福島市の施設に自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）が設置する自動販売機について、以下のとおり一般競争入札を行いますので、この募集要領及び貸付契約書等をよく御確認のうえ入札に参加してください。

1 設置目的

福島市の施設利用者の利便性向上を図ることを目的に、自動販売機を設置します。

また、行政財産の有効利用により自主財源を確保するため、年額貸付料を一般競争入札により決定します。

2 応募資格

法人または個人とし、次の事項に該当する方は、入札に参加できません。

（１）契約締結能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方。

（２）次のいずれかに該当する方で、その事実があった後２年間経過していない方。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた方。

エ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた方。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった方。

カ アからオまでの規定により一般競争入札に参加できないこととされている方を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した方。

（３）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約締結権を委任する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

（４）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属している構成員。

（５）会社更生法又は民事再生法等の適用となる著しい経営不振状態の方。

（６）市税等滞納がある方。

（７）その物件について、１年以内に契約の辞退を行った方。

この他、福島市が入札参加に不適当と判断する方は入札に参加できません。

3 設置事業者の要件

- (1) 法人にあっては福島市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては福島市在住で事業を営んでいること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する2年以上の実績を有すること。
- (3) 過去2年間に市または国もしくは他の地方公共団体を契約相手方とした自動販売機の設置業務の実績を2回以上有すること。

4 入札に関する事項（詳細は、別表の施設概要書による）

(1) 設置施設、設置場所、設置可能台数、貸付面積及び予定価格

物件 番号	施設名称	設置場所	設置可能 台数	貸付面積	予定価格 (年額)	機能
1	本庁舎東棟	7階	2台	4.40㎡	67,500円	・ユニバーサルデザイン ・指定なし
2	本庁舎複合棟	2階	1台	1.80㎡	30,000円	ユニバーサルデザイン
3	本庁舎複合棟	4階	1台	1.80㎡	30,000円	ユニバーサルデザイン

ア 予定価格のほか別途消費税及び地方消費税がかかります。

イ フロアのスペースに収納できる自動販売機とし、放熱スペース及び資源物回収ボックスも設置スペースに含まれます。

ウ 入札は、物件番号ごとに実施します。

エ 「予定価格」とは最低入札価格であり、この価格以上の金額で入札されたものを有効とします。

オ 自動販売機の機種によっては、設置（資源物回収ボックス含む）及びメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障があることが考えられますので、事前に設置場所を確認願います。

(2) 設置根拠法令及び契約方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号により、福島市が設置事業者に対し行政財産を貸付する方法によります。

設置事業者は、建物の貸付は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約を福島市と締結することとなります。

また、土地の貸付の場合には、民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく土地の賃貸借契約を福島市と締結することとなります。

(3) 貸付期間

ア 令和7年7月1日から令和9年3月31日までとします。

イ 福島市が特段支障ないと認めるときは、設置事業者の申出により契約期間満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間）を締結することができるものとします。

(4) 貸付料

ア 入札により決定した金額に消費税と地方消費税を加えた金額が年間貸付料となります。契約満了による新たな賃貸借契約を締結したときの貸付料も初回到契約締結した金額と同額となります。

なお、落札価格には設置費用及び電気使用料は含みません。

イ 令和7年度の貸付料については、月割り計算を行います。

ウ 年間貸付料の納付については、原則その年の4月末日までに福島市が発行する納入通知書によって納付していただきます。

エ 期限までに貸付料を納付しない場合は、延滞料の請求及び契約解除することがあります。

オ 設置事業者が年額貸付料を納入済みの上、福島市その他公共団体等が公用若しくは公共用の用途により契約解除となったときは、月割り又は日割りで貸付料を返還します。なお、その他の契約解除条項によって契約解除となったときは、貸付料は返還できません。

カ 年末年始の閉館、冬期閉場を理由とした貸付料の返還は行いません。

(5) 必要経費

自動販売機の設置費、工事費、移転費及び維持管理費は設置事業者にご負担いただきます。

光熱水費については、設置事業者にて証明用電気計器（子メーター）を設置し、その実費（福島市が定めた規定に基づく）を福島市が指定する期日までに全額納付していただきます。指定管理施設においては、指定管理者が指定する方法によって、経費を納付願います。

詳細は、設置前に施設所管課と協議願います。

5 設置する際の注意事項

(1) 設置条件

ア 商品の販売価格は、標準小売価格以下にしてください。

イ 同一フロアに複数台設置する際は、商品の陳列物が重複しないよう努めてください。

ウ 自動販売機の大きさは、各設置場所に収納できる大きさの販売機を設置してください。

(2) 自動販売機本体について

ア 自動販売機の機種はピークカット、照明の自動減光及び真空断熱材を使用するなど省エネ対応機種とし、使用電力を極力抑える機種を設置してください。

イ ノンフロン対応型機種としてください。

ウ 「指定なし」、「災害対応型」、「ユニバーサルデザイン」の指定に応じた自動販売機を設置してください。

「指定なし」は、特に機能の指定がない自動販売機です。

「災害対応型」は、災害時に、電源の供給が断たれた状態であっても自動販売機

内の飲料品を提供できる機能とします。

「ユニバーサルデザイン」は、腰をかがまず商品を取り出すことができる取出し口付、商品選択ボタンが低位置にある等、高齢者、障がい者等の利用に配慮した機能とします。

エ 貸付面積の範囲内で場所と環境に配慮し、市民の方々誰もが安心して使いやすい設計の機種としてください。機種の配色は庁舎内等の周辺環境に配慮し、華やかな装飾等は避けてください。

オ 本体及び商品陳列スペースに販売するメーカー名及び商品広告を掲示することは差し支えありませんが、商品に関係のないその他のメーカー及び商品広告は認めません。

(3) 留意事項

貸付中は以下の事項を遵守してください。

ア 自動販売機の設置及び販売する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

なお、設置事業者側から貸付契約を解除するときは、「12 契約の解除(2)」を参照してください。

イ 販売は清涼飲料水(ジュース類、コーヒー、お茶等)のみとし、酒類及びたばこ類の販売を許可しません。また、容器は缶、瓶、紙パック等の密閉型とし、紙コップでの販売はしないようにしてください。(災害対応自販機を除く)

ウ 福島市その他公共団体等が公用若しくは公共用として設置場所を使用するときは、契約を解除することがあります。

エ その他疑義が生じたときは、福島市と協議してください。

6 維持管理等について

自動販売機の維持管理等については、下記のとおりです。

ア 自動販売機に資源物回収ボックス(缶、びん及びペットボトル等)を設置し、設置事業者の責において適宜回収して周辺環境の美化に努めてください。規格は一般社団法人全国清涼飲料連合会「自販機自主ガイドライン」等を参考にしてください。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)」及び「福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成30年条例第25号)」等の趣旨に則り、回収した資源物のリユース及びリサイクルを積極的に推進し、適正処理してください。

イ 商品については関係法令を遵守し衛生上適正に管理されている商品を補充し、賞味期限等に十分留意してください。

また、金銭管理等においても盗難防止に努めてください。盗難等が発生しても福島市がその責任に帰することが明確ではない限り、その責任は負いません。

ウ 自動販売機の据付については、「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)等を参照の

上、転倒防止に十分配慮してください。

- エ 故障又は事故等が発生した場合は迅速に対応してください。自動販売機に緊急連絡先を明示してください。
- オ 事故又は毀損等の危機に関して十分対応が可能となる保険に加入し、保険証券等の写しを提出してください。
- カ 契約の満期終了又は契約解除等により自動販売機を撤去するときは、設置事業者の責により原状回復してください。
- キ 災害時における商品の無償提供に関する協定について（災害対応型）
地震、風水害等の災害時において、災害対応型自動販売機内の商品を無償提供することについて、福島市と別途協定書を締結していただきます。協定書については、市と有償貸付契約が継続している間は有効となります。
- ク その他、維持管理に関して疑義が生じた場合は福島市と協議の上決定してください。

7 入札の流れ

(1) 入札参加申込受付

ア 受付期間

令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 7 年 5 月 30 日（金）

土曜、日曜及び祝日を除く午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

福島市役所財務部財産マネジメント推進課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号 （本庁舎東棟3F）

電話024-563-3093

ウ 必要書類

a 法人

- (a) 申込書・・・1 通
- (b) 誓約書・・・1 通
- (c) 使用印鑑届出書・・・1 通
- (d) 印鑑登録証明書・・・1 通
- (e) 履歴事項全部証明書・・・1 通
- (f) 福島市税の直近の納税証明書・・・1 通

b 個人

- (a) 申込書・・・1 通
- (b) 誓約書・・・1 通
- (c) 使用印鑑届出書・・・1 通
- (d) 印鑑登録証明書・・・1 通
- (e) 身分証明書（本人の本籍地がある市区町村で発行する証明書）・・・1 通
- (f) 福島市税の直近の納税証明書・・・1 通
- (g) 外国人登録済証明書（外国籍の場合のみ）・・・1 通

c 法人・個人共通

(a)委任状・・・1通 ※契約事務を委任するときにはご提出ください。

(b)印鑑登録証明書、履歴事項全部証明書、納税証明書、身分証明書、外国人登録済証明書類は、いずれも発行日から3ヶ月以内で最新年分のものに限りま
す。

エ 申込み方法

受付場所に持参若しくは到達の確認が容易にできる送付方法（書留郵便等）により提出してください。

なお、送付する場合は受付期間内に必着とし、期日内に未到着の場合はいかなる理由でも受付することはできません。

オ 現場説明会

実施しません。

なお、入札に参加された方は全て現況を一切了承したものとし、契約後において確認していなかったことを理由にして貸付料の減額若しくは契約の解除を主張することはできません。

カ 入札参加資格確認通知

提出された書類をもとに審査を行い、入札参加資格があると市長が認めた方に対し通知します。

キ 入札保証金

福島市財務規則第167条第1項第2号の規定により免除します。

ク 入札方法

力で資格が認められた方に対して入札書を同封し送付します。希望する年間貸付料（消費税及び地方消費税を除く金額）を入札書に記入の上、封筒を密封して入札書開札日に持参してください。

ケ 入札書開札日

令和7年6月10日（火） 午後1時30分 入札室（本庁舎東棟3F）

（ア）開札の立ち会いは必須とします。立ち会いに参加し、落札した設置事業者には開札後に手続きの説明を行います。

（イ）二者以上が同額の入札金額を提示したときは、当該事業者による抽選とします。

コ 契約書提出期限

令和7年6月20日（金）必着のこと。

契約書の様式は福島市が用意します。

ただし、期限内に契約書を提出されないときは、契約の権利を放棄したものとみなします。また、市に損害を与えたものとして今後1年間本件入札に参加できません。

サ 貸付料の納付

福島市が発行する納入通知書によって金融機関に納付してください。

8 落札した設置事業者との協議

落札後、設置日時について協議いたします。各施設担当職員立会いのもと設置を行ってください。

9 設置事業者決定の公表について

落札に至った契約者の法人名（個人名は非公表）及び年間貸付料を福島市ホームページ上で公表する予定です。

10 契約不適合責任等

設置事業者は、次の場合において貸付料の減額、損害賠償請求、履行の追完の請求を福島市に対して行えません。

- （１）貸付物件に面積の不足、その他目的物の種類、品質等に契約の内容に適合しないものを発見したとき。
- （２）福島市の責に帰することができない事由によって自動販売機が滅失又は毀損したとき。

11 実地調査

- （１）福島市は、貸付する場所について必要なときに設置事業者の使用状況及び販売状況を調査し、詳細な報告を求めることができることとします。このとき、設置事業者は正当な理由無く拒み、妨げ若しくは忌避してはならないものとします。

12 契約の解除

- （１）設置事業者が貸付契約に規定する事項の違反、破産等の財産変動があったとき又は設置事業者が暴力団に関係しているなど、契約を解除する場合があります。

詳しくは、有償貸付契約書第16条、第17条及び第18条をご確認ください。

- （２）設置事業者の都合による契約解除の場合、解除する3ヶ月以上前に契約解除申出書を提出願います。この場合の解除は、契約した物件全ての自動販売機を対象とし、物件の一部のみの解除はできません。また、このことにより次の事項を課すこととします。

ア 当該年度中に支払済みの貸付料又は電気使用料は返還しません。

イ 契約を解除した当該年度及びその次の年度に実施する自動販売機の公募入札には参加できません。

ウ 当該契約金額の10分の1に相当する額の違約金を支払うこと。

13 貸付料の返還

福島市その他公共団体が公用若しくは公共用に使用するときは、解除日以降の貸付料について月割りもしくは日割りで設置事業者に戻還します。

14 その他

この募集要領若しくは有償貸付契約書の定めがない事項については、福島市と設置事業

者が協議の上決定することとします。

15 募集要領に関する問い合わせ先

福島市役所財務部財産マネジメント推進課

〒960-8601

福島市五老内町3番1号

電話 024-563-3093 内線(2343)

FAX 024-536-1876

zaisan-s@mail.city.fukushima.fukushima.jp

※窓口及び電話での問い合わせは土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から正午及び午後1時から5時までとします。